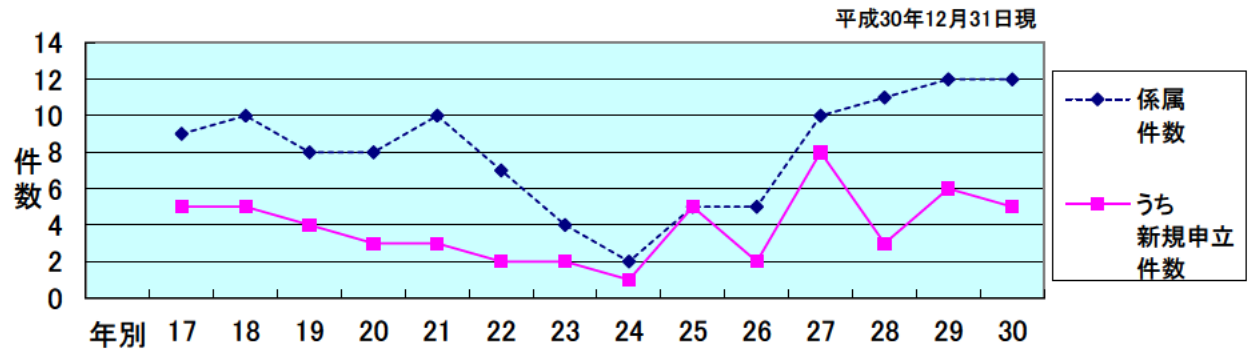


(第12表) 不当労働行為事件取扱件数の推移



(第13表) 不当労働行為事件取扱状況

平成30年12月31日現在

状 況		28	29	30		
係 属 状 況	前年からの繰越		8	6	7	
	新規申立		3	6	5	
	計		11	12	12	
	申 立 人	組 合		3	6	4
		個 人				1
		組合・個人				
	新 規 申 立	該 当 号	1			
			2	2	3	1
			3		1	1
			4			
			1・2			
			1・3	1		1
			1・4			
			2・3		1	1
			2・4			
			1・2・3		1	1
			1・2・3・4			
			企 業 規 模	49人以下		1
50人～99人					1	
100人～499人		2		1	2	
500人～999人				1		
1,000人以上					1	
終 結 状 況	移 送					
	取 下				2	
	和 解	関 与		1	4	4
		無 関 与		2	1	
		小 計		3	5	4
	命 令 決 定	全 部 救 済				
		一 部 救 済		2		
		棄 却				
		却 下				
		小 計		2		
終 結 計		5	5	6		
次 年 へ 繰 越		6	7	6		
終結事件平均処理日数		457.4日	440.4日	477.3日		

(第14表) 不当労働行為事件一覧表

平成30年12月31日現在

事件番号	業種	組合員数	該当事項	請求する救済の内容	申立年月日	終結年月日	所要日数	調査回数	審問回数	証人	担当委員 ◎審査委員長 ○審査委員 △参与委員	終結状況
		従業員数										
27 7	運輸業、郵便業	101 (5)	1 3	転勤命令及び業務転換命令の撤回 労働契約変更の撤回 解雇の撤回、バックペイ 転勤命令、業務転換命令及び自宅待機による賃金減少額の支払い 労働契約変更による賃金減少額の支払い 謝罪文の掲示	H27.11.17	H30.2.20	827	11	1	3	○板垣 (○小西) △峯 (△山本) (△西出) △野呂	取下げ
		106										
28 2	製造業	600 (1)	2	団体交渉応諾、誠実団体交渉 謝罪文の提出、掲示及び新聞への掲載	H28.7.7	H30.8.10	765	8	-	-	○向山 (○藤本) △浅野 (△前出) △高林	取下げ
		100										
29 1	運輸業、郵便業	650 (1)	3	組合脱退工作行為の謝罪 謝罪文の提出、掲示及び新聞への掲載	H29.3.1	H30.5.28	454	9	-	-	○前嶋 △峯 △横山	関与 和解
		500										
29 3	職業紹介・労働者派遣業	600 (1)	2	団体交渉応諾 謝罪文の提出、掲示及び新聞への掲載	H29.6.26	H30.9.7	439	8	-	-	○向山 △藤井 △村田	関与 和解
		21										
29 4	サービス業	600 (1)	2	団体交渉応諾 謝罪文の提出、掲示及び新聞への掲載	H29.7.11	-	-	6	-	-	○板垣 △金森 △野呂	係属中
		1										
29 5	教育、学習支援業	600 (1)	2	団体交渉応諾 謝罪文の提出、掲示及び新聞への掲載	H29.9.12	H30.9.3	357	5	-	-	○向山 △金森 △村田	関与 和解
		7										
29 6	医療、福祉	700 (1)	1 2 3	懲戒解雇処分の撤回 団体交渉応諾及び誠実団体交渉 謝罪文の提出、掲示及び新聞への掲載	H29.11.15	-	-	3	-	-	○三浦 △浅野 △別所 (△伊藤)	係属中
		約360										
30 1	サービス業	700 (1)	2	団体交渉応諾 謝罪文の提出、掲示及び新聞への掲載	H30.1.18	-	-	5	-	-	○前嶋 △吉川 △高林	係属中
		180										
30 2	製造業	個人申立	1 3	降格減給処分及び懲戒解雇の撤回並びに原職復帰バックペイ等 団体交渉応諾及び誠実団体交渉 謝罪文の手交及び掲示、ホームページへの掲載	H30.3.20	-	-	2	-	-	○吉田 (○藤本) △石川 (△藤井) △野呂 (△伊藤)	係属中
		86										
30 3	運輸業、郵便業	700 (110)	2 3	脱退勧奨その他支配介入の禁止 組合費減収分の損害補償 謝罪文の提出及び掲示	H30.4.6	-	-	2	-	-	○板垣 △浅野 △横山	係属中
		300										
30 4	建設業	700 (3)	1 2 3	一時金支給 団体交渉応諾 謝罪文の提出、掲示及び新聞への掲載	H30.11.2	-	-	0	-	-	○向山 △金森 △野呂	係属中
		2										
30 5	職業紹介・労働者派遣業	700 (30)	3	支配介入の禁止 謝罪文の提出、掲示及び新聞への掲載	H30.12.6	H30.12.27	22	1	-	-	○向山 △吉川 △別所	関与 和解
		3,000										

※組合員数欄の()内は、不当労働行為が行われた事業所における申立組合の組合員数。

※ 該当事項1、2、3、4は、それぞれ次のとおり。

- 1: 不利益取扱い(労働組合法第7条第1号)
- 2: 団体交渉拒否(労働組合法第7条第2号)
- 3: 支配介入(労働組合法第7条第3号)
- 4: 報復的不利益取扱い(労働組合法第7条第4号)